



三原市本郷人権文化センターだより

発行/三原市人権推進課
編集/
三原市本郷人権文化センター
所在地/
三原市本郷北3丁目16番10号
電話/0848-86-3333
FAX/0848-86-3407

令和6(2024)年度の講座にまだ間に合います。

次の講座はまだ2~3席の空きがあります。見学もできます。ぜひ一度お越しください。
どちらの講座も受講料は無料です。

● 気功教室

開講日：4月~11月の第2金曜日
13:30~15:30

講師：木原 功さん

持参するもの：バスタオル、トレーニングマット

【講座の概要】

呼吸法を学び、自然治癒力を

高め、心と体を健やかにします。

息と心は噛み合っているの、

息を正して心をコントロールし、

心と体を望ましい状態に近づける

ようにします。



● パソコン教室

開講日：4月~3月の週1回

火曜日 10:00~12:00 又は
13:30~15:30

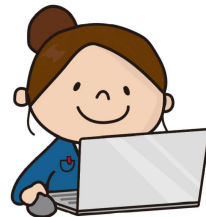
木曜日 10:00~12:00 又は
13:30~15:30

持参するもの：パソコン(OSはウィンドウズ)

【講座の概要】

パソコンの基本的な使い方、文字の入力や簡単な操作をおぼえ、ワードの基本をマスターします。

個人のペースに合わせて、年賀状、案内状、チラシの作成などができるようにお手伝いします。



登録型本人通知制度へ登録を！

申請書は本郷人権文化センターにもあり、受付もしています。

「登録型本人通知制度※」とは、

※代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否を確認する制度ではありません

三原市に住民票や本籍のある人が事前に登録することにより、住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、

その交付した事実を事前登録者に郵送でお知らせする制度です。これは、住民票等の不正請求や、不正取得の抑止及び個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

登録する方が増えると抑止力も高まります。ぜひ、登録をしてください。

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

くわしくは、市民課戸籍係 Tel0848-67-6175へ



市HP

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談してください。



- とき 土・日・祝日は除く 10時~16時
- ところ 三原市本郷人権文化センター
- 電話 0848-86-3333

三原市本郷人権文化センター略図



本郷小学校北の丘に緑の屋根の建物があります
道が入り組んで屋根も見えづらいので気をつけてお越しください

人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」が2023年10月1日に施行されました。条例では、市・市民・事業者の三者の責務が規定されていますが、今回は、市の責務と市民の責務について解説していきます。【第3回】

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、前項の規定による人権施策の推進に当たっては、国、地方公共団体、市民、事業者及び関係機関と連携を図るものとする。

【解説】

市は、基本計画を立てて、関係機関と連携しながら、人権施策を進め、すべての分野で一人ひとりの人権が尊重されるよう取り組みます。市民や事業者向けの出前講座や講演会・研修会等を行い、ひろく人権啓発をはかります。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

市民一人ひとりが、差別をなくすために、お互いを思いやる心を持って、人権を大切にします。そして、市が行う人権啓発活動や人権施策に主体的に参加します。

※「基本理念」…すべての人が基本的人権をもっているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現すること。

★きょうは何の日？ 5月 人権カレンダー



5月1日～7日 憲法週間

日本国憲法が1947年5月3日に施行され、この日を含む5月1日から7日までを憲法週間としています。憲法には「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」という三大理念が掲げられていて、憲法第11条では、「～中略～基本的人権は、侵すことの出来ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。人権は、すべての人が幸福な人生を送るために欠かすことのできないものであり、人類が長い歴史で積み上げてきた普遍の権利です。私たちは、人権と私たちの暮らしとの結びつきについて、憲法週間をいい機会として見つめてみてはいかがでしょうか？